

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	平成 3 1 年度
計画主体	山形県白鷹町

白鷹町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 白鷹町農林課

所在地 山形県西置賜郡白鷹町大字荒砥甲 8 3 3

電話番号 0 2 3 8 - 8 2 - 2 1 1 1

F A X 番号 0 2 3 8 - 8 5 - 2 1 2 8

E-mail nourin@so.town.shirataka.yamagata.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ツキノワグマ、イノシシ、ハクビシン、タヌキ、ニホンザル、ニホンジカ、ネズミ、ハシブトガラス・ハシボソカラス（以下カラスと表記）、ヒヨドリ、カワウ、アオサギ・ゴイサギ（以下サギと表記）
計画期間	平成31年度～平成33年度
対象地域	山形県西置賜郡白鷹町地内

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（平成29年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
ツキノワグマ	リンゴ、ブドウ、モモ 赤スモモ、スイカ、カボチャ デントコーン、トウモロコシ	被害面積：140 a 被害量：22,250 kg 被害額：3,660 千円
イノシシ	水稲、水田の畦畔破壊	-
ハクビシン	サクランボ、ブドウ	被害面積：250 a 被害量：460 kg 被害額：1,020 千円
タヌキ	-	-
ニホンザル	-	-
ニホンジカ	-	-
ネズミ	-	-
カラス	リンゴ、西洋梨、 ブドウ、モモ	被害面積：1,000 a 被害量：6,384 kg 被害額：1,697 千円
ヒヨドリ	サクランボ、リンゴ、 モモ、アケビ	被害面積：350 a 被害量：580 kg 被害額：650 千円
カワウ	内水面魚類（アユ等）	被害額：5,537 千円
サギ	水稲、内水面魚類（アユ等）	-

(2) 被害の傾向

ツキノワグマ	<p>恒常的に町内全域で目撃及び被害が見受けられ、過去には人身被害もあった。近年は、電気柵の整備等で被害防止に成功している農地もあるが、出没は増加傾向にあり、被害は恒常的に発生するものと推測される。被害は、サクランボ、リンゴ、西洋梨、ブドウ、飼料用のデントコーンである。</p>
--------	---

イノシシ

近年、目撃情報が寄せられるようになり、群れでの活動が確認されている。今後は個体数の増加と農作物への被害が懸念される。被害は、収穫前の米、イモ類、水田の畦畔破壊である。

ハクビシン

町内全域で農作物被害が確認され今後も被害の拡大が懸念される。被害は、サクランボ、ブドウである。

タヌキ

町内全域で農作物被害が確認され、今後も被害の拡大が懸念される。被害は、農業用の被害は確認されていないが、自家用作物の被害について住民から報告を受けている。

ニホンザル

近隣市町で被害が深刻化しており、稀に本町でも目撃情報があることから、今後は個体数の増加と農作物への被害が懸念される。

ニホンジカ

町内において目撃されているが、まだ農作物被害は確認されていない。農作物の他に森林における被害も懸念されるため、今後生息状況を注視したい。

ネズミ

町内全域に広く生息しており、収穫後の米、大豆、ブドウの樹への食害がある。

カラス・ヒヨドリ

町内全域で農作物被害が確認され今後も被害の拡大が懸念される。被害は、リンゴ、西洋梨、ブドウ、モモ、サクランボ、アケビである。

カワウ・サギ

町内の漁業産物に多大なる被害をもたらしており、近年では漁獲量の減少も見受けられる。その行動範囲の広さから、広域的な対策を講じる必要がある。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（平成29年度）	目標値（平成33年度）
ツキノワグマ	被害面積：140 a 被害量：22,250 kg 被害額：3,660千円	被害面積：126 a 被害量：20,025 kg 被害額：3,294千円
イノシシ	-	-
ハクビシン	被害面積：250 a 被害量：460 kg 被害額：1,020千円	被害面積：225 a 被害量：414 kg 被害額：918千円
タヌキ	-	-
ニホンザル	-	-
ニホンジカ	-	-

ネズミ	-	-
カラス	被害面積：1,000 a 被害量：6,384 kg 被害額：1,697千円	被害面積：900 a 被害量：5,745 kg 被害額：1,527千円
ヒヨドリ	被害面積：350 a 被害量：580 kg 被害額：650千円	被害面積：315 a 被害量：522 kg 被害額：585千円
カワウ	被害額：5,537千円	被害額：4,983千円
サギ	-	-

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> 「鳥獣出没時の対応マニュアル」により、①情報伝達②現場確認③対策、と段階ごとに対応している。③対策は、出没状況に応じて住民への広報活動や追い払い、捕獲活動を行う。 広報活動は、注意看板の設置や広報車による広報を行い、注意喚起を図る。 追い払い及び捕獲は、実施隊と協力し実施する。捕獲は、箱わな・囲いわな・くくりわなにより捕獲する。 鳥類については、漁業協同組合の協力により飛来数調査・追い払い・捕獲を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 猟友会会員の高齢化及び後継者育成 若年層の狩猟資格取得の促進 被害が起こった際の迅速な対応 イノシシの効率的な捕獲方法の確立 鳥類の効果的な対策の確立
防護柵の設置等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> 地域に点在する見通しの悪い場所や藪化した場所の下刈りや除去を行い鳥獣が生息しにくい環境づくり、未収穫農産物や放任果樹の除去、鳥獣の餌となるものの除去について住民への周知を行っている。 出没した現地確認を行い、被害注意喚起を行っている。 農作物を守るため、農業者や住民に侵入防護柵の設置を推 	<ul style="list-style-type: none"> 電気柵等の防護柵の普及が進み、成果を得ている地域もあるが、農業者の高齢化などもあり、対応できない地域もある。 設置箇所が広範囲となり、設置費用及び維持管理において財政的な負担の増加が懸念される。 農業者の防護柵普及に伴い、一般家庭の園地に被害が移っている。

	進している。	
--	--------	--

(5) 今後の取組方針

<ul style="list-style-type: none"> ・町内の関係機関で組織する白鷹町鳥獣対策協議会において、被害防止に向けた情報交換や対策の検討を行う。 ・農業被害防止に向けた追い払い及び捕獲活動は、白鷹町鳥獣被害対策実施隊を中心に実施する。 ・農地周辺の藪等の撤去や耕作放棄地の解消、森林の間伐や下刈り等の適正管理により、ツキノワグマが近づきにくい農地環境づくりを推進する。 ・誘引要因（生ゴミ放置、野菜の取り残し、廃棄果実の放置等）の除去や侵入防止柵の設置の推進を行う。 ・獣類について、白鷹町鳥獣被害対策実施隊を中心に追い払い及び捕獲活動を実施する。捕獲においては、山形県第12次鳥獣保護管理事業計画と各種管理計画との整合性を図りながら、効果的な捕獲を実施する。 出没が少ないニホンジカ、ニホンザルについては、目撃情報や被害状況等情報収集に努める。 ・鳥類について、白鷹町鳥獣被害対策実施隊を中心に追い払い及び捕獲活動を実施する。捕獲においては、山形県第12次鳥獣保護管理事業計画との整合性を図りながら、効果的な捕獲を実施する。 内水面魚類に被害を与えるカワウ・サギ等については、漁業協同組合を中心とする飛来数等調査を行い、有効な追い払い及び捕獲を実施する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

住民、関係団体、各地区からの情報をもとに白鷹町鳥獣被害対策実施隊の協力を得て、捕獲を実施する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
3 1	ツキノワグマ イノシシ ハクビシン タヌキ ニホンザル ニホンジカ ネズミ カラス ヒヨドリ カワウ サギ	<ul style="list-style-type: none"> ・白鷹町鳥獣被害対策実施隊の協力を得て、捕獲を実施する。 ・それぞれの鳥獣について、効果的な捕獲方法の情報収集や試行に取り組む。
3 2	同上	同上

33	同上	同上
----	----	----

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
山形県が定める山形県第12次鳥獣保護管理事業計画及び各鳥獣の管理計画に基づき、捕獲数を把握しながら、目撃、被害状況に応じて、食害及び人的被害の未然防止を基本に、安全かつ効果的な方法により必要最小限の捕獲を行う。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	31年度	32年度	33年度
ツキノワグマ	山形県ツキノワグマ管理計画による	山形県ツキノワグマ管理計画による	山形県ツキノワグマ管理計画による
イノシシ	20頭	20頭	20頭
ハクビシン	10頭	10頭	10頭
タヌキ	10頭	10頭	10頭
ニホンザル	5頭	5頭	5頭
ニホンジカ	5頭	5頭	5頭
ネズミ	10頭	10頭	10頭
カラス	200羽	200羽	200羽
ヒヨドリ	50羽	50羽	50羽
カワウ	100羽	100羽	100羽
サギ	100羽	100羽	100羽

捕獲等の取組内容
被害状況や目撃情報に応じて捕獲方法・捕獲場所等を検討し、最も効果が期待できる方法で実施する。捕獲の担い手確保のため、免許取得者への捕獲参加を呼びかける。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
該当なし

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	該当なし

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	31年度	32年度	33年度
ツキノワグマ イノシシ ハクビシン タヌキ ニホンザル ニホンジカ	1,000m	1,000m	1,000m

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
31	ツキノワグマ イノシシ ハクビシン タヌキ	① 農地周辺の藪等の撤去や耕作放棄地の解消を図り、ツキノワグマが近づきにくい農地環境づくりを推進する。 ② 荒廃した里山の整備を推進し、ツキノワグマが近づきにくい農地環境づくりを推進する。 ③ 誘引要因（生ゴミ放置、野菜の取り残し、廃棄果実の放置、安易なエサやり等）の除去等について、啓発・指導を徹底する。 ④ 各鳥獣の被害状況や有効な捕獲方法等の情報収集に努める。
32	ニホンザル ニホンジカ ネズミ	
33	カラス ヒヨドリ カワウ サギ	

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
白鷹町総務課	関係機関への周知・注意喚起・広報活動
白鷹町農林課	現場検証・猟友会への捕獲見回り依頼・広報活動、捕獲許可
白鷹町教育委員会	児童・生徒への周知・注意喚起
白鷹町健康福祉課	園児・福祉施設への周知・注意喚起
白鷹町鳥獣被害対策実施隊（猟友会）	現場検証・捕獲見回り活動
山形県置賜総合支庁	指導・助言・捕獲許可

(2) 緊急時の連絡体制

「鳥獣出没時の対応マニュアル」に基づき実施する。

6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

焼却、埋設及び自家消費等による適切な処理を行う。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

将来的に食品としての利用推進も検討するが、現時点では、利用に必要な施設や体制の整備に要する費用を上回る効果が見込めないため困難である。

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

鳥獣被害防止対策協議会の名称	白鷹町鳥獣対策協議会
----------------	------------

構成機関の名称	役割
山形おきたま農業協同組合白鷹支店	農業者被害情報の収集・提供と、被害対策の普及・推進を行う。
山形県酪農農業協同組合白鷹支所	農業者被害情報の収集・提供と、被害対策の普及・推進を行う。
西置賜漁業協同組合白鷹支部	漁業者被害情報の収集・提供と、被害対策の普及・推進を行う。
白鷹町鳥獣被害対策実施隊 (山形県猟友会西おきたま支部白鷹分会)	有害鳥獣関連情報の提供と捕獲の実施を行う。
山形県鳥獣保護管理員(白鷹町担当)	有害鳥獣関連情報の提供と保護の実施を行う。
山形県置賜総合支庁産業経済部西置賜農業技術普及課	地域の実情にあった効果的かつ効率的な被害防止対策に関する助言・指導等を行う。
白鷹町農業委員会	農業者被害情報の収集・提供と、被害対策の普及・推進を行う。
白鷹町総務課	地域住民被害情報の収集・提供と、各機関との連絡調整を行う。
白鷹町農林課	各機関との連絡調整と、被害対策の普及・推進を行う。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関等の名称	役割
被害地域住民代表	被害対策の調査、検討、実施
山形県置賜総合支庁農業振興課	被害対策アドバイス

山形県置賜総合支庁環境課	捕獲数の調整及び捕獲の許可
--------------	---------------

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成 26 年 10 月 1 日に鳥獣被害対策実施隊を設置した。
実施隊は、本町の職員や山形県猟友会西おきたま支部白鷹分会会長より推薦のあった捕獲員で組織し、効果的な追い払い及び捕獲に従事するとともに、被害防止対策の普及啓発を推進する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

必要に応じ、白鷹町鳥獣対策協議会において協議し、関係機関と連携し実施する。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

関係機関との連携を高め、被害の増加を防いでいく。
また、各種情報を取り入れ被害防止対策を実施していく。
被害防止計画は、必要に応じて適宜、内容を見直し、変更を行うものとする。